

2003年5月28日

北海道知事

高橋はるみ 様

2003年度(平成15年度)
北海道予算・政策に関する要請書

日本労働組合総連合会北海道連合会
会 長 笠井 正行

2003年度(平成15年度)北海道予算政策に関する要請の趣旨	1
1. 雇用・労働政策(雇用創出と雇用のセーフティネットの充実)	
(1)雇用対策	2
(2)公正労働基準を守る公契約制度改革	3
(3)勤労者福祉	4
2. 経済・産業政策	
(1)自然循環型の安全・安心な農業	5
(2)環境保全と森林整備と道産材活用	5
(3)資源管理型漁業の推進	6
(4)観光産業振興	6
(5)IT、バイオなど先端産業の育成	6
(6)地場中小企業再生・金融対策	7
3. エネルギー政策	
(1)幌延深地層研究センターに関わる基本方針の堅持	7
(2)原子力発電の安全・情報公開	8
(3)原子力防災訓練の充実	8
(4)省エネルギー・新エネルギー開発	8
(5)「炭鉱技術移転5カ年計画」の円滑な推進	8
4. 生活・福祉等政策	
(1)高齢者・障害者に優しい地域づくり	9
(2)介護保険制度の充実	9
(3)「障害者支援費制度」の改善	10
(4)障害当事者を政策スタッフに配置	11
(5)子育て支援	11
(6)地域医療の充実	11
(7)地域における安心・安全の暮らし	12
(8)北海道人権条例の制定	12
(9)男女平等共同参画社会の推進	12
(10)北国らしいライフスタイル、文化、スポーツ	12
(11)地域づくり・街づくり	12
5. 環境政策	13
6. 交通・運輸政策(道民の足の確保)	14
7. 教育政策(希望と心の豊かさを育む教育)	14
8. 道政改革(活力を生む「改革」の推進)	16
9. 対外政策(平和の大地北海道)	18

2003年度（平成15年度）北海道予算・政策に関する要請の趣旨

本道経済は、1997年の拓銀の経営破綻を契機に、大型倒産や大規模な企業合理化が続き、以来、今日まで景気は低迷し、いまなお回復の兆しが見えない状況にあります。

特に雇用情勢は極めて深刻です。道内の1月～3月期の失業率は8.1%、失業者は23万人に達し、全国で最も高い失業率で雇用是最悪の状況です。さらに、道民生活の指標となる、実収入・可処分所得は5年連続で減少し、可処分所得は97年水準より約1割近くも低下しました。

また、個人消費の低迷、緊縮財政政策のあおりを大きく受けて、道内総生産は伸び悩んでいます。道内においても物価は平成11年、12年と連続でマイナスで推移し、デフレ経済が企業収益の悪化、倒産やリストラをもたらし、それが、生活と雇用不安に拍車をかけるという悪循環に陥っています。

国の医療・年金制度の相次ぐ後退により、勤労道民にとって最も重要な安定・安心の基盤が、いま、大きく揺らぐ中で、生活の破壊、家族や地域の崩壊などが進行しています。

連合北海道は、これらの経済・雇用情勢、北海道の総人口の減少、出生率の低下と急速な高齢化の進行など社会的な課題を含めて、勤労道民の声を道政に反映するため、「2003年度予算・政策に関する要請書」を取りまとめました。

2003年度の北海道予算・政策に関する要請の重点課題は、第一に深刻な雇用・失業問題に対応する雇用や生活のセーフティネットの確立、積雪寒冷地域に位置する本道固有の課題である季節労働者の冬期援護制度改善・延長の課題、第2「北海道自治基本条例」の制定など地方自治のシステム構築、道政改革の課題、第3に幌延問題・エネルギー政策などこれまで道民合意で確立してきた政策方針の堅持、第4に沖縄の米海兵隊の矢臼別での移転訓練問題など平和な北海道実現にむけた対応などであります。

この他、経済・産業、生活・福祉・環境・教育・交通政策など道民の暮らしに深く関わる課題について提言も含めた要請内容となっています。

知事就任の最初の政策予算の編成にあたり、本要請書の趣旨をご理解のうえ積極的に反映されるようご要請申し上げます。

以上

1. 雇用・労働政策(雇用創出と雇用のセーフティネットの充実)

(1)雇用対策

危機的な本道の雇用・失業情勢を打開し、速やかに4%未満へ失業率を改善させるため、特に、「北海道雇用創出プラン」(実施期間 H14～18年の5年間)の推進体制の拡充、ITや環境、福祉、食、観光、住宅関連の成長分野における雇用創出の支援強化を図ること。このため、これらの分野に関わる道の個別計画について、見直し・拡充を図ること。

公共事業に依存した、地域の産業・就業構造から少子高齢化、農業の再生と第1次産品の付加価値生産、環境と景観保全などの、新たな地域ビジネスの創出などを通じた、雇用転換・開発を図るため、NPOや地元中小企業事業者、新規開業者の開業・運転資金、人材育成、技術・商品開発に対する総合的な支援を構築すること。

その際、地域離職者・失業者を雇い入れた場合には雇用助成を行うこと。後継者不足などに直面している農業・漁業分野の人材を確保するため、参入条件の緩和、撤廃を図るとともに、技術・経営研修・就業条件、融資等の支援策の抜本的整備を行い、他産業からの就業希望者が従事しやすい環境を整備すること。

国の改革加速プログラムによる不良債権処理に伴う雇用調整対象者に対する雇い入れ奨励金、トライアル雇用奨励金等のセーフティ・ネット策の拡充を求めるとともに道内金融機関と連携して、企業の再建を支援する「企業再生ファンド」を早期に設立すること。「企業再生ファンド」による個別企業の再生にあたっては、従業員代表(労働組合)を参画させること。

ワークシェアリングの円滑な普及をはかるため、均等待遇のルール化と労働時間の適正な管理を図ること。

離職者、求職者と求人側とのミス・マッチを解消するため、職業能力開発の拡充、トライアル雇用の拡大、求人開拓員の増員などに取り組むこと。

新規高校卒業者の就職促進のため高校教育課程における職業意識を育む教育や体験職業教育を導入・充実するとともに未就職者への求人開拓や職業教育訓練を支援すること。

エイジフリー社会を確立するため、募集・採用時等における年齢差別を禁止する条例を制定するとともに60才以降の継続雇用制度の導入を促進すること。

失業者への生活支援を強化するとともに、支庁や市町村に職業・生活相談窓口を設置すること。

雇用保険制度の枠外に置かれている新卒者や自営業者などが求職する際の、職業教育・訓練、就職活動の支援を拡大すること。

離職者・失業者に対する医療・出産・教育などの生活資金貸付制度について、制度の周知・拡充・改善を図ること。

季節労働者の冬期雇用の拡大と通年雇用化を促進させるため、より実効があがるよう冬期援護制度の改善、暫定措置期間の延長を国に働きかけること。

そのために、知事が先頭にたち道の強力なリーダーシップによって、北海道季節労働者協議会の各構成団体の活動を強化するとともに、総決起集会、緊急中央要請行動など「オール北海道」の取り組みをすすめること。

公共事業の縮減に対応し、建設業の異分野進出・経営多角化（森林の間伐など「緑の雇用事業」、農業支援事業、IT・環境リサイクル事業、健康・福祉分野など）を促進するなど、ソフトランディングを支援すること。

パート労働者及び有期契約労働者の均等待遇の確保を目的とした「パート・有期契約労働法」を制定すること。

パート、派遣労働、契約労働者の労働保険・社会保険の加入促進に努めること。

パートタイム労働者退職金共済制度の加入促進をはじめ、パートタイム労働者の福祉対策の向上などの制度を拡充すること。

障害者の社会的な自立をはかりながら職業を通じた社会参加をすすめるため、障害者が可能な限り一般雇用に就くことが出来るよう障害の特性に応じたきめ細かな障害別（身体、知的、精神等）対策を総合的に行うこと。また、法定雇用率を達成するため、「障害者雇用基本計画」（2002年12月24日閣議決定）及び「重点施策実施5カ年計画（新障害者プラン）」による障害者雇用数値目標、障害者雇用促進法に基づく新「障害者雇用対策基本方針」（2003年3月答申）をもとに、年次ごとの具体策を講じること。

労働基準法に基づく労働時間遵守のための施策・周知活動を強化し、未払い残業や過労死を無くすること。労働基準法違反に対しては、労働基準監督官による立ち入り、臨検による監督行政の強化を図ること。

(2)公正労働基準を守る公契約制度改革

地域公共サービスに関わる入札・委託契約に際して、価格競争が公正労働基準（賃金・労働条件・安全衛生など）や社会的価値（環境、平等参画社会）を損なうことを防止する制度を条例で定めること。

ILO 94号条約（公契約における労働条項）の批准を国に働きかけ、公契約における公正取引の確保と公正労働基準を確立すること。

(3) 勤労者福祉

出資法の改正

出資法の上限金利を利息制限法（元本10万円未満＝年20.0%、元本10万円以上100万円未満＝年18%、元本100万円以上＝年15%）の制限利息と同様とすること。

多重債務問題に関する国・自治体の相談窓口の開設

国民センター、消費者センターとは別に、多重債務問題に特化した国・自治体の相談窓口を設置すること。

学校教育における消費者教育の拡充

中学校・高校の消費者教育のなかに、多重債務問題に関する教育を取り入れること。（出資法・利息制限法の金利規制、多重債務相談窓口、自己破産、個人再生手続き、調停などの消費者教育）

財形貯蓄制度の改善

イ．財形貯蓄（年金・住宅）の非課税限度額の引き上げ（550万円、1,000万円）併せて、非課税限度額を超えた金額のみ課税となる積み立てを認めること。

ロ．雇用延長や雇用流動化に対応し、財形貯蓄（年金・住宅）の加入資格年齢要件の引き上げ（55才未満から60才未満へ）、積立期間中断の延長（2年未満から5年未満）等の改善を図ること。

財形資金を活用した雇用関連目的の財形融資の拡充

雇用政策（教育訓練・職業斡旋・カウンセリング等）を行う事業主（NPOを含む）への貸付が可能となるように財形融資制度を拡充すること。

被災者の住宅再建支援

「被災者生活再建支援法」附則第2条により、設置された「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」の報告（旧国土庁：平成12年12月）にもとづき、自然災害被災者の住宅再建を促進する施策を早期に実現すること。

共済掛金控除制度の堅持

イ．生命共済、年金共済、火災共済などの掛け金控除制度を堅持し、所得税法及び地方税法上の所得控除制度を引き上げること。

ロ．自然災害共済の共済掛金にかかる所得控除制度を創設すること。

2. 経済・産業政策

(1) 自然循環型の安全・安心な農業

安全・安心のフードシステム

有機農産物、減農薬を進め、本物の食品づくりを進めるとともに、道産食品の「安全・安心フードシステム」を推進し、食品履歴情報(トレーサビリティ)を全食品に拡げ、消費者の信頼を高めること。

道内消費の拡大と地産地消の推進

イ. 道産米などの道内消費の拡大(おいしい北海道10%アップ運動)を進めるとともに、外食産業や食品加工と農業・水産業との連携による地域「食」循環システムをつくること。

ロ. 地産地消を基本に、心楽しく自然の恵みを味わう「スローフード」の食文化運動を進めること。

1次産業を軸とした地域活性化の推進

イ. 「グリーン・ツーリズム」や「ファーム・イン」、「ファーム・レストラン」、「農業トラスト」などを推進し、生産者の所得向上はもとより、雇用の場の創出や地域経済の活性化につなげるなど、農業の「6次産業化」(1次産業+2次産業+3次産業)を促進すること。

ロ. 都市と農山漁村が交流する新たな地域形成の試み(優良田園住宅、グリーン・ツーリズム、ファーム・イン)など多様な受け入れシステムの構築を支援すること。

ハ. 都市住民、建設業などと連携し、多様な新規就農者の参入を進めること。

ニ. 食品加工の高度化など農水産物の付加価値を高めるとともに、海外も視野に入れて、農水産品の販路拡大に取り組みむこと。

環境・景観等国土保全の役割に直接補償制度導入

環境や景観、国土保全と食料自給率の向上を図る農業の公益的役割を評価するとともに、慣行農法から有機農法への転換対策をすすめる観点から直接補償制度を導入すること。

農林漁業廃棄物リサイクルシステムの確立

農林漁業系廃棄物の適正処理・リサイクルシステムを確立すること。

(2) 環境保全と森林整備と道産材活用

森林環境税の創設

地球環境の保全、地球温暖化対策として二酸化炭素を吸収する森林の機能を重視し、森林整備・育成を目的にした「森林環境税」を創設すること。

森林整備の推進

イ．森林整備を地球温暖化防止対策と結合する公共事業として位置づけ、森林の環境保全機能を高める事業を雇用対策に資するとともに、「緑の森のダム」、道産材利用、森林バイオマスなどを促進すること。

ロ．森林整備で生ずる間伐材の有効活用・需要拡大策に向けて支援すること。
(酪農業における堆肥舎・木質バイオマスなど)

道産材の活用

住宅建設に北海道産材の使用を促し、林業を活性化するため、道産材で耐久性の高い住宅や道産材を一定以上使用して建築した住宅に、住宅ローンの利子補給等する制度を創設すること。

(3) 資源管理型漁業の推進

森・川・海を通じた水産資源の回復事業を推進するとともに、水産資源の管理を徹底すること。

(4) 観光産業振興

海外はじめ、道外からの観光客誘致のため、民間と連携した観光ビューローを設置すること。

映像やメディアを活用したアジア国際観光の積極的誘致、外国語インフォメーションの設置、デジタル放送を活用した観光情報の提供を進めること。また、地方空港での受け入れ体制を整備すること。

観光客誘致が、道内観光産業の収益アップにつながる仕組みづくりを進めること。

本物の安らぎを実感できる体験型・滞在型の観光地づくりを推進すること。お年寄り・障害者にやさしい施設・サービスのバリアフリー化など、観光ユニバーサルデザインを推進すること。

(5) IT、バイオなど先端産業の育成

先端的研究開発の重点的推進、先端技術の集積と人材育成を進めるため、全道の知恵・人材の集積をつなぐ「北海道総合科学技術会議」を創設すること。産学官の連携を強化し、共同研究などを積極的に進める中で、地場中小企業の技術開発を支援すること。

IT、バイオ、環境、新エネルギーなどの先端産業の発展を確かなものとするため、地場中小企業、北海道発のベンチャー企業に公的な発注を拡大する制度を創設すること。

ITについては、新インフラである高速情報ネットワークを全道に広げるなど、「北海道ブロードバンド構想」を推進すること。

北海道を愛し、経済の自立を応援する道内外の多くの方々の知恵、知識、行動力を生かし、北海道ブランドの再構築や自然エネルギーの開発・普及などの「プロジェクト」を推進すること。

北海道経済の自立のため、ロシア極東地域を含むアジアの安定と発展に貢献し、アジアの活力を北海道の新たな発展の原動力とするため、産学官一体となって「アジア北海道経済交流圏」を築くこと。

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発プロジェクト（サハリン1、2）への参入を促進すること。

(6) 地場中小企業再生・金融対策

地場中小企業の厳しい経営問題に対応し、道内金融機関と連携して、地域セーフティネットの根幹となる資金や経営面から企業の再建を支援する「企業再生ファンド」を早期に設立すること。「企業再生ファンド」による個別企業の再生にあたっては、従業員代表（労働組合）を参加させること。（再掲）地場中小企業への融資に際しては、財務状況のみならず技術力・販売力など事業の将来性を適切に審査し、金融機関には物的担保主義、個人保証を改めさせ、「事業育成」の視点にたった経営コンサルタント能力を高めるとともに、将来性・発展性を重視した企業への資金融資制度を構築すること。

信用保証制度は、民間金融機関等の融資を促す抜本拡充をはかり、中小企業等の倒産を防止すること。また、融資元金融機関が破綻した企業への保証を積極的に行うこと。

3. エネルギー政策

(1) 幌延深地層研究センターに関わる基本方針の堅持

核燃料サイクル開発機構が幌延深地層研究センターで進める調査研究事業にあたり、「本道に放射性廃棄物の持ち込みや、貯蔵・処分場は受け入れない」との基本方針に基づき制定した、「北海道における特定放射性廃棄物に関する

条例」を今後も堅持すること。また、それを担保するため「協定履行状況を確認する機関」が設置されたが、将来にわたって放射性廃棄物が持ち込まれることがないように監視機能を発揮すること。

(2)原子力発電の安全・情報公開

原発の安全対策は、国に対して原子力行政の推進と規制の分離を求めるとともに、国および電力会社に情報公開の徹底を求めること。

原子力発電は過渡的エネルギーであり、「脱原発」をめざし、代替エネルギーの開発・普及を進めること。

(3)原子力防災訓練の充実

防災訓練をより効果的で実践的な訓練とするため、マニュアルの一部に「ブラインド方式」を取り入れなど実践対応型で緊張感のある訓練に改善すること。

防災訓練に於ける退避・避難訓練への地域住民の参加を拡大するとともに、関係4ヶ町村の公共施設における避難・退避等訓練を実施すること。また、災害に関わる各種の伝達事項を住民に広く伝える広報活動にあたる広報車のスピーカーの出力・機器を改善するとともに防災無線の保守点検を充実すること。

退避・避難場所についての住民の周知度が低いことから、避難場所・退避場所に関する情報提供・住民啓発を一層強化すること。

原子力防災に関係する自治体職員、消防職員、警察、学校教職員、医療従事者等に対する研修体制を充実するとともに防護機材の配備を充実すること。

北海道地域防災計画で定める、警戒本部設置、災害対策本部設置、屋内退避及び避難、防災従事者の放射線防護などの基準は災害対策を強化するため、先進県の数値に見直すこと。

(4)省エネルギー・新エネルギー開発

省エネルギーの促進とともに、水素エネルギー（燃料電池）や天然ガス、バイオマス、風力・太陽光・雪氷などの自然エネルギーの開発を積極的に促進すること。

(5)「炭鉱技術移転5カ年計画」の円滑な推進

「炭鉱技術移転5カ年計画」の円滑な推進を図るため、太平洋炭礦閉山後に設立された新会社(釧路コールマイン株)の経営基盤の安定や炭鉱保安の確保、海外からの研修生受け入れ等に関わる事業などに道としても支援を行うこと。また、釧路地域で進められているジメチルエーテルの実用化に向けた研究開発など雇用創出効果が期待され、地域要望等に対する必要な予算確保を図ること。

4. 生活・福祉等政策

(1) 高齢者・障害者にやさしい地域づくり

介護・福祉施設や高齢者・障害者住宅の配置、障害者のグループホームなど地域生活のための「多様な生活の場」の整備、地域交通・生活支援サービスの充実、緑あふれるバリアフリーの市街地づくりなど、高齢者や障害者にやさしい地域づくりを促進すること。

(2) 介護保険制度の充実

介護保険法施行5年後(2004年)の制度見直しに向け、以下の見直しを図ること。

- イ. 保険者及び保険給付の対象を20歳以上とする。
- ロ. 低所得者の負担軽減と利用促進をはかるため保険料徴収の弾力化(6段階方式採用)や「貸付制度」を実施する。国の責任で減免措置を行う。
- ハ. 第2号被保険者の介護保険料の負担上限を法定化する。
- ニ. ケアマネジメントの中立性・公平性を保つため、ケアプランを作成する際は他の事業者のサービスも含めた複数プラン提示し説明することの義務づけの追加。(居宅介護支援の人員及び運営に関する基準)
- ホ. ケアマネジャーの指定基準(利用者50人に対し1人)は引き下げる。また、現任研修を充実させ、資質の向上をはかる。
- ヘ. 介護老人保健施設は、介護老人福祉施設と同様、全室個室・ユニットケア化する。また、介護療養型施設は、入居者の生活の質の向上の観点から、地域在宅サービス等を拡充したうえで廃止する。
- ト. 市町村への調整交付金(5%)を国庫負担25%の外枠とするとともに、介護給付対象者の拡充、給付内容の拡充に合わせて国庫負担率を引き上げる。

チ．都道府県知事が行っている居宅サービス事業者や施設開設の指定は、保険者（市町村・広域連合）が指定を行い、都道府県知事がそれを承認する。
なお、事業所指定及び監査について、従業員の賃金が最低賃金を下回っている場合は、事業所指定の取り消しを行う。

介護施設入居への待機状況や社会的入院の早期是正に向け、「ゴールドプラン21」を前倒し実施すること。グループホームやケア付き住宅の整備充実と基盤整備の拡充をはかること。

過疎地や離島・山間等のサービス事業の参入が困難な地域について、事業者確保を支援するとともに補助・助成を拡充すること。

痴呆などの介護状態を的確に反映できる認定基準の改善を行い、公平・公正で客観的な要介護認定システムを確立すること。また、認定で市町村格差が生じないように、一次判定の認定調査員の研修を充実すること。

介護保険制度と障害者福祉施策の適用関係を明確化し、利用者の利便性と円滑な運用を確保すること。

介護保険施設・事業所における労働関係法規の遵守、ホームヘルパーの社会的地位の確立と処遇を改善すること。3級ヘルパーの2級以上への昇級を促進すること。また、将来的には、ホームヘルパー職を資格化するとともに、養成過程に対して国の財政支援を行うこと。

(3)「障害者支援費制度」の改善

自己選択・自己決定・地域生活支援を基本に円滑な実施に努めること。

地域に於ける深刻なサービスの不足を改善するため「障害者プラン」を居宅サービス中心に前倒し実施すること。「障害者プラン」で一般財源化された「精神障害者社会適応訓練事業」、「市町村障害者生活支援事業」、「障害者（児）地域療育等支援事業」は、各事業が市町村に定着するまでの間は、国が財政支援を行い、道はNPOなどに対し財政面を含めた支援策を行うこと。

「障害者の自立」の観点から、支援費制度の利用料を扶養義務者からも求める規定を見直し、利用料は本人の応能負担とすること。（支給決定の「勘案事項」から家族などの「利用者の環境」を除外する）

支援費制度の各サービスの報酬単位は、介護報酬など、その他の制度のサービスの報酬単位との整合性をはかったうえで改訂すること。

障害者サービスにおけるケアマネジメントは、厚生労働省の「障害者ケアガイドライン」をもとに予算を確保した上で支援費制度の中で位置づける。

支援費制度の趣旨を生かすため、障害者ケアマネジメントのための人材養成と財源を確保すること。

(4)政策スタッフに障害当事者

総合的な障害者福祉を確立するため障害当事者を政策スタッフに配置し、きめ細かな政策づくりを進めること。

(5)子育て支援

保育所と幼稚園の連携を強化し、一元化をすすめること。

少子化に対応し、保育を必要としている人に見合う保育所整備を促進するとともに、夜間保育、休日保育、障害児保育など、多様なニーズに対応する保育体制の整備を促進すること。

(6)地域医療の充実

診療所等をかかりつけ医として制度化し、初期医療（プライマリーケア）から高次医療に至る医療機関の機能分担を明確にし、その相互の連携を強化すること。特に、地域の医療体制を充実する施策として、プライマリ・ケア医の育成と確保を図ること。

いつでもどこでも適切な医療が受けられるよう、過疎地の医師確保や遠隔地医療の充実、ドクターヘリの全道配置などの救急医療体制を整備・充実すること。

札幌医科大学の「医局講座制」を解消し、教育、研究、臨床を分離すること。

道は、原因不明の呼吸器感染症「重症急性呼吸器症候群（SARS）」について、厚生労働省の通知（特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関など）をふまえ、「北海道SARS対策行動計画」（4月30日）で、道内の第二種感染症指定医療機関から20の病院を医療機関として指定したが、SARS等の新感染症対策に万全を期すこと。また、今後の道内における「新感染症」に備え、特定感染症指定医療機関や「第一種感染症指定医療機関」を構築すること。また、専門スタッフ確保や検査・治療・患者移送・汚染除去など体系的に整備すること。

道立病院の整備にあたっては、経営効率のみの観点だけでなく、道民に対して責任有る地域医療を確保するとともに医療サービスの低下を招かないようにすること。

(7) 地域における安心・安全の暮らし

地震、洪水、噴火などの災害に対する広域支援体制の整備、常設の危機管理ネットワークの構築を進めること。

地域住民と警察、行政が一体となって犯罪のない安全な地域づくりを進めるため、「道民生活安全条例」「暴走族取り締まり条例」を制定すること。

(8) 北海道人権基本条例の制定

性、年齢、障害、国籍、民族などによるあらゆる差別の撤廃をはじめ、家庭内暴力や児童虐待などの人権擁護を総合的に取り組むため、「北海道人権基本条例」を制定すること。

(9) 男女平等共同参画社会の推進

雇用や育児、介護など、男女「協働」・男女平等参画の施策を充実すること。また、地域に於ける取り組みを支援すること。

(10) 北国らしいライフスタイル、文化、スポーツ

北国らしいライフスタイルを実現し、省エネや経済の活性化に繋がる「北海道サマータイム制」の導入を検討すること。

「スローフード」の食文化や、アイヌ文化などを暮らしに活かす「北の生活文化運動」を展開すること。

新しい国際的歴史文化交流である、北東アジアの「北の縄文文化回廊」を推進すること。

「花」を暮らしやまちづくり、産業に活かす「花かがやけ、北海道」プロジェクトを、官民一体となって推進すること。

北海道を故郷に世界で活躍するアーティストをつなぐネットワークの構築、「北の国際文化祭典」を開催すること。

スポーツを通じた世界との交流を深め、強化合宿の誘致など、北海道を「北のスポーツのステージ」とすること。

(11) 地域づくり・街づくり

「北海道ブロードバンド構想」推進

どこに居てもネットで世界と繋がる「北海道ブロードバンド構想」を推進するとともに、地上波デジタル化の際における難視聴問題の解消に取り組むこと。

快適・良好な街づくり

イ．近年、中心市街地の空洞化が深刻になっているが、地域コミュニティの顔である商店街の空洞化対策として制度化された「中心市街地活性化法」を、商店街対策に矮小化することなく、高齢社会を支える生活支援拠点、都市機能充実など立体的に捉えた総合的観点からまちづくりが推進されるよう活用すること。

ロ．NPOの育成・活動を支援するとともに、子育てや教育、介護・福祉、まちおこし・まちづくりなど、コミュニティビジネスへの参入を推進すること。

ハ．都市計画における地方自治体の権限が拡大されたが、市町村の判断で自由に設定できる「特別用途地区」「特定用途制限地域」「準都市計画区域」等の制度により良好な都市環境の形成を計画的にすすめていくためには、ゾーニング手法が必要不可欠であり積極的に活用すること。

5. 環境政策

(1)生活・産業廃棄物のリサイクル推進でクリーン北海道

ゴミの不法投棄や排出削減、環境に優しい道産品消費など、新たな環境運動を市町村と協力して進めること。

産業廃棄物の排出削減により地球環境の保全を図るため、「産廃税」を導入すること。そのため、関係者とは産業廃棄物の再生利用を促す技術支援、設備導入に対する支援策など十分な協議を行うこと。

「リサイクル特区構想」を推進し、「リサイクル率80%」を目指すこと。
環境政策を総合的に推進する「北海道環境保全条例」を制定すること。

(2)緑の環境の利活用

「森林クラスター特区」や森とのふれあいの中に、森林文化を未来に伝える「緑の回廊」など、森林資源の保全・利活用を進めること。

「河川流域・水と緑のプロジェクト」を推進し、森・川・海の環境復元を図ること。

6. 交通・運輸政策(道民の足の確保)

(1)地方バス路線

高齢者や通学者などの交通手段を確保する地方バス路線の維持、より高度な安全対策やバス優先運行施策など乗り合いバス利用促進を図るとともに、「バス利用促進等総合対策事業」予算の国・地方自治体の補助を拡充すること。

(2)高規格幹線道路網

北国のライフラインとして欠かせない高規格幹線道路網の整備については、優先度をつけて進めること。

(3)北海道新幹線

北海道新幹線は、新青森・新函館の同時開業をめざすこと。

(4)新千歳空港の国際化

新千歳空港は、北のゲートウェイ空港化を推進すること。

(5)鉄道輸送

道内各地域における基幹的輸送機関としての鉄道経営を継続するために必要な「税制特例措置」(～ H18 年まで暫定的に再延長)の恒久化、「経営安定基金運用益」の確保、青函トンネル施設の機能・安全性を維持するために必要な大規模な改修事業(H11～15年)に伴う予算措置及び平成16年以降の新たな支援スキーム確立などについて、国をはじめとする関係機関に働きかけること。

7. 教育政策(希望と心の豊かさを育む教育)

(1)30人以下学級編成

子どもたちがゆとりをもって学べるよう、30人以下学級の編成をすすめること。

(2)個性を伸ばす地域教育

教育の地方分権を進め、学校とNPOなど地域が協働して、子どもたちの「希望」と「学ぶ意欲」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす「地域教育プラン」をつくること。

(3)フリースクール支援

不登校児童・生徒をサポートするフリースクールに財政を含めた支援を行うこと。

(4)豊で多様な地域教育

多様な職業経験を有する人生の先輩、スポーツや文化などに精通した地域の担い手、障害を持つ方などを、子供たちの教育に活用する「教育ボランティア組織」(仮称)を地域の教育力として育成し、豊かで多様な教育を推進すること。

(5)山海林学校の拡大

都会の子を受け入れる山海林学校(短期・中期・長期)の受け入れ体制を全道的に拡大すること。

(6)生涯教育

大学など、地域の高等教育機関と連携して、道民の生涯学習の機会を拡充・整備すること。

(7)私学助成

教育を受ける機会の均等を保障するため、私立学校に対する経常費助成を拡充すること。

授業料、入学金の直接助成及び奨学資金の改善、遠距離通学生への交通費を補助すること。

私立高等学校生徒に対する奨学事業など直接的な援助事業を改善すること。
私立高等学校授業料軽減補助事業の充実・改善するとともに生活保護世帯の子弟に対する授業料免除措置を創設すること。

私立高等学校における35人学級（将来的に30人）完全実施のための特別補助を行うこと。

専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための特別補助を行うこと。

私立学校の校舎改築を含む施設設備整備のための特別助成措置を行うこと。

私立幼稚園・私立専修学校教育の振興を図る助成を拡充すること。

8．道政改革（活力を生む「北海道改革」の推進）

(1)道州制に向けた、支庁制度・市町村合併

「道州制」の実現に向けて、国に対して権限と財源の大幅移譲を求めるとともに、「分権型社会のモデル構想の基本的考え・論点」について道民論議を行うこと。また、国の地方出先機関の道への統合などについては、道州制のパイロット的・モデル的な取り組みを進めること。

生活、福祉など道民の暮らしに直接関わる分野は、市町村が担うことを基本に、権限と財源を市町村に移譲し、道は広域的観点から市町村の政策を支援すること。

市町村合併は、国の画一的、強制的手法によらず、住民の合意を基本として進めること。合併できない小規模な町村に対しては、道が広域行政の観点から支援すること。

支庁制度のあり方については、地域の広域的自治を支える観点から、所管区域を含めて抜本的に見直すこと。また、本庁のスリム化を図る中で、支庁の機能・権限を強化すること。なお、これらの改革にあたっては、道州制への移行、基礎自治体の再編、支庁制度の改革の「三位一体の改革」とすること。

(2)清新の道政実現に向けて

清潔で透明な道政を実現するため、公共事業などに関わる、議員、幹部職員の内々ゆる「口利き」行為を情報公開すること。

厳しい時代の風を真正面から受け止める職員の意識改革を進めるとともに、

道職員が「道政に対する道民の信頼を毀損する行政執行行為」を知ったとき、内部告発できる仕組みと内部告発した道職員の保護を基本とする「内部告発制度」をつくること。

NPOや企業などとの協働により、積極的にアウトソーシングを進めることと。関与団体については、ゼロベースから抜本的に見直すこと。

関与団体や受注企業などへの道幹部職員の「天下り」は、原則として禁止すること。

各部横断型のプロジェクトや、民間との共同プロジェクトを積極的に推進し、縦割り行政の弊害を排するとともに、民間の知恵と力を生かした実行力のある道政を推進すること。

住民基本台帳ネットワークシステムは、道はもちろんのこと、国や市町村に対しては、少なくともOECD8原則を踏まえ、自己情報コントロール権を明確にした個人情報保護をするよう改定を求めるとともに、その主旨に立った条例を制定すること。

(備考)「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」(OECD1980年9月採択)の個人保護8原則:「収集制限の原則、データ内容の原則、目的明確化の原則、利用制限の原則、安全保障の原則、公開の原則、個人参加の原則、責任の原則」

住民の知る権利や参加する権利、行政や議会の情報公開や説明責任、常設の住民投票制度を規定する「北海道自治基本条例」を制定すること。

道政の戦略的な政策課題を検討する「プロジェクト・チーム」を設置する際、構成員の一定数を庁内公募することにより、職員の意識の面から縦割り行政を改善するとともに庁内組織の活性化をはかり、政策検討をより充実化をすること。

(3)住民参加による公共事業の見直し

公共事業の必要性、優先度などを、地域・住民参加で評価・決定するシステムを確立すること。

配分が硬直化している従来型公共事業は、福祉や教育、環境など住民生活に密着した公共投資を重点的に進めるよう大幅に見直すこと。

公共事業の縮減に対応し、建設業の異分野進出(森林の間伐など緑の雇用事業、農業支援事業への進出、IT・環境リサイクル事業、健康・福祉分野など)を促進するなど、ソフトランディングを支援すること。

国からの補助金は、道や市町村が自由に使える一括交付金制度に切り替えることを国に求めるとともに、道段階で先行実施すること。

公共事業の発注については、地場中小企業の育成、透明な入札制度の導入・拡大となるようそのあり方を見直すこと。

(4)行政と開かれた道議会

議会質疑における事前答弁調整はやめ、議会は自由な議論の場とし、透明で、わかりやすく、道民に開かれた議会に改めること。

議会の政策立案活動を活発化するため、条例審査機能・法務調査機能を議会事務局機能として確立すること。

9．対外政策（「平和の大地」北海道）

(1)北朝鮮問題

北朝鮮の核開発疑惑問題、日本人拉致問題の早期解決と国交正常化に向けた取り組みを推進すること。

(2)日口平和条約・北方領土早期返還

日口平和条約の早期締結、北方四島の早期返還の実現を図ること。

(3)非核・平和社会の実現

道民の平和教育、独自の平和自治体外交など、非核・平和政策を総合的に進めること。

(4)米海兵隊の矢臼別演習場移転訓練

米海兵隊の矢臼別演習場での移転訓練については、「規模縮小や夜間訓練中止」「日米地位協定の見直し」等の地元意向を在日米軍、国に求め、改善が行われなければ受け入れを拒否すること。

(5)核兵器搭載艦・航空機への対応

核兵器を搭載した軍艦・航空機の港湾、空港の使用を認めない条例を制定すること。

以上